

平成 26 年 2 月 13 日

株主各位

山形県山形市蔵王松ヶ丘二丁目 1 番 3 号
株式会社シベール
代表取締役 佐島 清人

株式分割に関する基準日公告

当社は、平成 26 年 1 月 20 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 1 日（土曜日）付をもって、当社普通株式を 1 株につき 100 株に分割することを決議致しました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 2 月 28 日（金曜日）と定めましたので公告致します。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割の実施と同時に、平成 26 年 3 月 1 日（土曜日）付をもって 100 株を 1 単位とする単元株制度を採用致します。これにより、平成 26 年 2 月 26 日（水曜日）付をもって東京証券取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。
- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は平成 26 年 3 月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 平成 26 年 3 月 1 日（土曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。